

2019/05/22 07:28

## ◎ [円債投資ガイド] ふるさと納税が増幅する地方の財源不足＝日本総研・河村氏

河村小百合・日本総合研究所上席主任研究員＝ふるさと納税をめぐる議論がかまびすしい。総務省は「ふるさと納税の返礼品は寄付額の3割以下の地場産品に限る」とした通知に従わなかった静岡県小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町の4地方公共団体に対し、まず本年3月、特別交付税の交付額を災害関連を除きゼロとする大幅減額を決定した。石田真敏総務相は「財源配分の均衡を図る観点で行ったもので、ペナルティーという趣旨ではない」と述べたと時事通信は3月22日付の記事で報じている。大阪府泉佐野市の減額幅は、3月交付額で対前年比1億9496万円、2018年度の交付総額ベースで対前年比1億6485万円。同市のふるさと納税受け入れ額は17年度が135億円、18年度が497億円（いずれも全国トップとみられる）ゆえ、特別交付税のカットもこの程度の額であれば、まあ気休め程度、というところか。

そして総務省はこれに続く5月14日、ふるさと納税にかかる指定結果を公表。泉佐野市をはじめとする上記4団体は本年6月以降、同納税の対象から外れることとなった。

しかしながら、これで一件落着、では決してないだろう。ふるさと納税が抱える問題の所在は、総務省が掲げた返礼品の通知を守るか否かという点のみにとどまるものでは決してない。現行制度下でのふるさと納税は、他の地方公共団体に居住する住民が、本来であればさまざまな行政サービスを受ける対価として自分が居住する団体に納めるべき住民税の一定部分を、他の地方公共団体が高級食材やアマゾンギフト券といった豪華もしくは換金性の高い返礼品を“だし”にして、事実上、横取りしていることに相当する。最大の問題は、この制度が地方財政全体の財源不足幅をさらに拡大する方向に作用している点だろう。

ふるさと納税といっても自腹を切るのはわずか2千円。その納税額が所得税や個人住民税から控除される上限は、家族構成にもよるが、年収5百万円で3～6万円、7百万円で7～11万円、1000万円で15～18万円程度に達する。返礼品がふるさと納税額の3割までに制限されるようになったとはいえ、上述の控除額の3割相当は返礼品として「取り返す」ことがいまだに可能だ。これは言い換えればまさに、「お国が認めた課税逃れ」に他ならない。

自団体内に居住する住民に、他団体向けのふるさと納税をさせてしまった地方公共団体の立場からすれば、同納税の制度上控除することが認められた相当分の住民税を失うことになる。その規模は、18年度住民税課税ベースで、最大の東京都（都下の市町村などを含む）が646億円。全国合計では実に2448億円に達する。自前の税収が超潤沢ゆえ地方交付税の不交付団体である東京都やごく一部の市町村のようなケースでは、ふるさと納税による減収の影響は当該団体としての歳入が目減りすることをもって完結する。しかし、全国の地方公共団体の大多数を占める交付団体の場合、話はそこで終わらない。ふるさと納税による減収分の75%は、地方交付税算定上の基準財政需要額に算入されることとなっている。これは一見、ふるさと納税で住民税収を他団体に横取りされても、寛容な国があたかもその減収幅を埋め合わせてくれるかのようだが、実態は異なる。

この国の地方財政制度はそもそも、残念なことに「入るを量りて出ざるをなす」ではない。実態はまさにその逆だ。地方交付税制度は、総務省がまず、各地方公共団体の基準財政需要額を事細かに算出するところから始まる。各団体の自前の税収（基準財政収入額）が同需要額に不足する分は国から地方交付税が交付されることになるが、国の一般会計の予算編成上、必要な地方交付税総額を国税5税の一定割合として確保できなくなって久しい。かつてはそれを交付税特別会計の借入金で埋め合わせていたが、01年度以降は、地方交付税の不足分を、交付税の恩恵を受けている地方

公共団体の側が臨時財政対策債を発行して埋め合わせるようになった。これは、交付団体が、自らが受ける地方交付税の金額見合いで、奉加帳方式で割り振られて発行させられる、いわば“赤字地方債”に相当する。

ふるさと納税によって住民税が流出した団体には、取りはぐれ分の4分の3が地方交付税で補填（ほてん）されることになるが、実はそれは回り回って自分たちの臨時財政対策債発行額が上乘せされる結果に帰着している。要するに、ここでもまた、というべきか、この国では後の世代への負担のつけ回しによって、返礼品競争による住民税の横取り合戦が展開されているのだ。

こうした実態に鑑みれば、返礼品競争に励むことを、“がんばる地方”とか、“頑張っただけ知恵を使っている”などということは決してできないことは自明だろう。地方財政は社会保障と並び、国の財政運営を決するいわば根幹たる制度だ。各地方公共団体は個々にみれば懸命の努力で、地方債（建設公債に相当）の発行額を今年度は109兆円と、ピーク時（02年度に159兆円）対比で約3分の2にまで減額している。にもかかわらず、地方全体の債務残高は今年度末で194兆円の見込みで、ピーク時（201兆円。04～05年度および12～14年度）からごく緩やかにしか減少していない。これは、地方交付税の不足分の穴埋めに、これまで18年間の長きにわたり発行され続けてきた臨時財政対策債の残高が54兆円（今年度末見込み）と膨張していることによる。

今後、人口減少が確実に進展する中で、この国の税収は、負担率を上げない限り国も地方も先細りとなる。地方財政の財源不足は一過性のものなどでは決してなく、すでに20年以上にわたり続いている深刻な事態だ。今、われわれが真剣に考えるべきは、地方交付税制度を今後いかにすれば維持できるのか、維持できないとすればどのような方向で改革していくべきかであって、返礼品競争に精を出したり、そうしたゆがんだ納税制度を存続させるために知恵を絞ったりすることなどではないはずだ。

アベノミクスの下、日銀が事実上の財政ファイナンスを始めてすでに7年目に入ったこの国では、こうした本質的な問題が世間の関心の対象となることはほとんどない。ふるさと納税をめぐる一連の動きもまた、財政規律の弛緩（しかん）を物語る典型例の一つだろう。こうして、国の財政運営の骨格ともいえる枠組みが、時代や状況の変化に応じた抜本的な対応策を検討されることなく、静かに、しかしながら着々と浸食され続けている。（了）

[/20190522NNN0029]

© Copyright Jiji Press Ltd. All rights reserved